

名北協会会員限定格安費用

化学物質管理改正に対応するための

現場管理者
作業従事者

企業出張研修のご案内

実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

化学物質を原因とした労働災害は令和3年で248件発生しており、化学物質のばく露に関連したがん等の遅発性疾病も後を絶たない状況です。

このような状況を踏まえ、労働安全衛生規則等の改正が順次施行され、2023年4月より新たな化学物質規制の制度が導入されています。

対象物質が大幅に拡大する化学物質に対し、企業には従来の”法令遵守型”から”自律的管理”に転換した対策の実施が求められます。

ラベル・SDS、リスクアセスメントの有効活用、ばく露防止・ばく露濃度を基準値以下にする、適切な保護具の使用等を行う必要があります。

当協会では企業の対策推進を支援する、「**化学物質管理実務対応総合支援事業**」を、名北協会会員企業限定事業として実施しております。

なお、法改正で必要となるこのような措置の多くは、新たに選任義務が生じる、「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」等が実務を担いますが、実際に化学物質を取り扱う現場管理者・作業従事者の方にも、一定の知識を習得いただくことが、有効に対策を推進するうえで不可欠となります。

そこで専門講師が御社に出張し、管理者・作業者に必要な知識と技術的手法を分かりやすく説明する、「**化学物質管理改正 現場管理者・作業従事者 企業出張研修**」を実施します。

円滑な化学物質管理に向けた第一歩として、ぜひもご活用いただきますようお願い申し上げます。



●研修内容

受講対象者	内 容
現場管理者	<ul style="list-style-type: none">・化学物質管理の現状と新たな規制について・ラベル表示及びSDS(安全データシート)による情報伝達・リスクアセスメントの実施とその措置に基づくリスク低減・化学物質管理の実施体制の確立・化学物質の危険性、有害性・その他ご希望の内容
作業従事者	<ul style="list-style-type: none">・化学物質に起因する労働災害事例・化学物質管理の現状と新たな規制について・ラベル表示及びSDS(安全データシート)の基礎知識・化学物質の危険性、有害性・その他ご希望の内容



社内研修、様々な会合での開催が可能です

●研修時間 1時間～3時間程度

●講 師 ※研修内容によって講師が異なる場合がございます。

一般社団法人 名北労働基準協会

企業内コンプライアンス教育推進室長 作業環境測定士 杉山 正義

【講師プロフィール】 作業環境測定機関の責任者として30有余年多くの企業の作業環境測定や改善の提案を行う。現在は名北協会の企業内コンプライアンス教育推進室長として、労働衛生に関する企業への助言、研修の実施、提案を行う。



●ご存じですか“両罰規定” 現場管理者・作業従事者の違法行為は企業に罪・責任が及びます

職長等の現場管理者や作業従事者の違法行為は、労働安全衛生法の両罰規定によって会社まで刑事罰が科されます。

また、労働災害発生・職業性疾病発症の原因を、現場管理者や作業従事者が作ってしまった場合も、管理責任等を問われ、企業が多額の損害賠償金を支払うこととなります。

このようなことを防ぐためには、平素からの現場管理者や作業従事者への教育が重要となります。



労働安全衛生法第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条(4つの条文に罰則該当条文と罰則内容を規定)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

●企業出張研修のメリット

- 1. 自由な日程設定が可能** 研修機関で行う集団研修と異なり、土曜・日曜・夜間・分割開催等の自由な日程調整が可能です。
- 2. 企業の実態に応じた教育が可能** 企業の職種、業務、作業内容、取扱物質に合わせた研修を行い、より効果の高い教育の実施が可能です。
- 3. 教育費用の低減が可能** 研修機関で行う集団研修より受講費用が低額となり、会場への交通費、移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。

●研修費用 会員企業の出張研修の費用は、通常と比べておよそ半額と格安です！

時 間		1時間	2時間	3時間	テキスト代
費用	会員事業場	50,000円	66,500円	83,000円	1名200～500円程度。テキスト代は研修時間・内容等によって変わります。御社にてテキストを印刷、配信いただける場合は不要です。
	以外の事業場	99,000円	132,000円	165,000円	

※消費税含む。

●お申込・実施要領

1. 下記「出張研修申込書」を、下記実施機関までお送りいただくかご連絡下さい。
2. 実施機関の担当者が研修・講演実施にあたっての詳細を確認し、見積書をお送りいたします。
3. 研修・講演内容の講師との打ち合わせを行い、講師作成資料は研修実施前にご確認いただきます。
4. 研修・講演終了後に請求書をお送りいたします。

実施機関 一般社団法人 名北労働基準協会 事業企画推進部

電話(052)961-3655 Fax(052)961-9635 E-mail anzenkyouiku@meihokurouki.or.jp

出張研修申込書 (コピー可能)

令和 年 月 日

事業場名		電話等	TEL () FAX () E-mail	- -
事業内容		労働者数		名
所在地	〒			
ご担当者	部署名	氏名		
実施希望 研修・講演	出張研修・講演を希望される会合名： 開催希望日： 月 日 () 実施会場： 開催時間：午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 参加者数：約 名			
ご要望事項				